藏案第七十九号

産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)

第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十七年九月十六日

朝 町 長

 \equiv

四和五拾七年九月拾六日 原案可決

三朝町議会議長 名越典由

成

松 村 喬

五 四 相 取 所 財 取 得 得 産 予定 予 の 手 在 定 内 価 面 方 格 容 積 地

億三

千

五.

百

六

拾

八

万

24

千円

万三 千 四 百 五 拾 五. 平 方 メ

土

地

 \equiv

朝

町

大

字

本

泉字

美

1

田

七六九番地

。 の

四二外

三朝 HJ 大 字 本 泉二一 五 畓 地

崎 暁 英 外三 八名

Ш

取 得 の 目 的 総 合 運

動

(陸

上

竸

技

場)

用 地

六